

(別紙 1)

津市立小中学校の教育実習生の受け入れについて

津市教育委員会

教育実習を津市立小中学校に依頼されるときは、次のことにご留意願います。

1 実習について

- (1) 教育実習を希望する学生は、原則として津市立小中学校の卒業生であり、教育実習は出身小中学校で行うものとします。
- (2) 教育実習の承諾は、将来教職に就こうという強い意志を有する学生に与えるものとします。
- (3) 教育実習については、教育委員会と実習校の校長の指示に従うものとします。

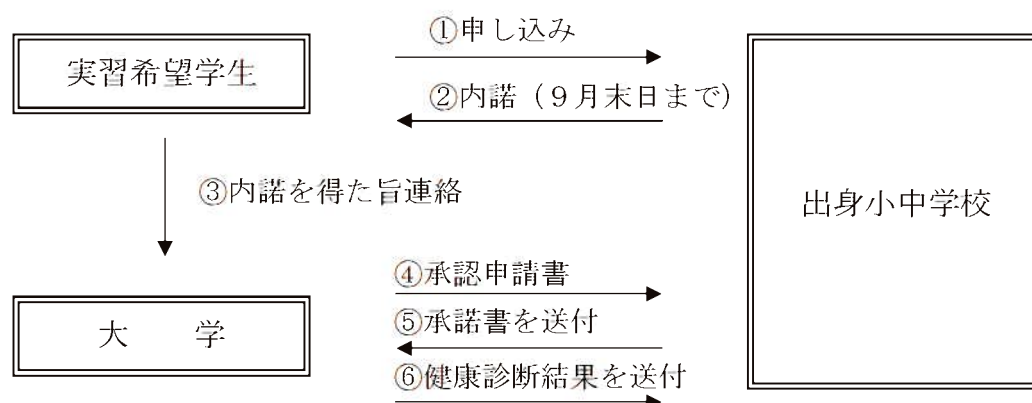
2 手続きについて

- (1) 教育実習を希望する学生は、原則として前年度の9月末日までに出身小中学校長の内諾を得るようにしてください。
- (2) 校長の内諾を得た学生は、直ちに大学にその旨を連絡し、教育実習を実施するための手続きを行うようにしてください。
- (3) 大学は、承認申請書を前年度の10月末日までに実習校に提出するようにしてください。(承諾書送付のための返信用封筒ならびに切手を同封すること。)

3 その他

- (1) 大学において、実習を希望する学生に対し、実習の意義や実習に臨む姿勢等の事前指導を十分に行ってください。
- (2) 教育実習を希望する学生は、実習実施年度に健康診断を受診し、健康診断結果の写しあるいは、健康であることを証明する文書を事前に実習校宛送付してください。
- (3) 実習に伴う謝礼は不要です。実習に必要な消耗品費・給食費等については、当該校より実習生に対し実費を請求します。

<参考> 教育実習の手続きの流れ



※ ④は、実習を行う前年度の10月末日(原則)までとなっております。

※ ⑥は、大学等で実施する定期健康診断等の写しも可とします。